

FTCJ 入学・進級応援金の申請に必要な証明書類一覧

注意

※申請条件が複数当てはまる場合は一つの事由を選び、それぞれの条件にしたがって証明書類を提出してください。

※証明書類は、申請者の状況を証明するものとし、有効期間内であることとします。

申請理由	申請理由の証明書類
【1】 生活保護受給世帯	<p style="text-align: center;">A～Dの書類のいずれか1つとEは必須... (合計2枚)</p> <p>A 生活保護費支給証 B 休日・夜間等診療依頼証 C 生活保護証明書 D 保護決定通知書 ※書類の有効期限は発行日から一年とする E 受給する子の健康保険証の写し、または住民票【全員の写し】 (3ヵ月以内) ※有効期限の記載があるものは有効期限内であること</p>
【2】 児童扶養手当受給世帯	<p style="text-align: center;">F・Gの書類のいずれか1つとEは必須 (合計2枚)</p> <p>F 児童扶養手当証書 G 児童扶養手当保管証明 E 受給する子の健康保険証の写し、または住民票【全員の写し】 (3ヵ月以内) ※有効期限の記載があるものは有効期限内であること</p>
【3】 住民税非課税世帯	<p style="text-align: center;">H・I両方の書類を提出 (合計2枚)</p> <p>H 市民税・県民税課税(非課税)証明書【世帯構成員全員分】 ※世帯構成員のうち、18歳未満の者の課税(非課税)証明書の提出は不要。 I 受給する子の健康保険証の写し、または住民票【全員の写し】 (3ヵ月以内) ※有効期限の記載があるものは有効期限内であること</p>
【4】 就学援助を受けている世帯	<p style="text-align: center;">J・Kの書類のいずれか (合計1枚)</p> <p>J 学援助認定通知書 K 学援助費支給決定通知書 ※有効期限の記載があるものは有効期限内であること</p>
【5】 失業やコロナウィルスの影響で 昨年所得または今年所得が住民税非課税 家庭と同レベルに減収した世帯	<p style="text-align: center;">L～Nの書類のいずれか1つとEは必須 (合計2枚)</p> <p>L 雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証 M 税証明書(非課税証明書) N 21年に入ってから家計が急変したことを証明する書類(2019年12月と2021年の12月分の給与明細の写しなど) E 受給する子の健康保険証の写し、または住民票【全員の写し】 (3ヵ月以内) ※有効期限の記載があるものは有効期限内であること</p>
【6】 お子さんが4人以上いる世帯	<p style="text-align: center;">O・Pの書類のいずれか (合計1枚)</p> <p>O 住民票【全員の写し】 (3ヵ月以内) P 戸籍全部事項証明書 ※有効期限の記載があるものは有効期限内であること</p>
【7】 親が配偶者から暴力を受け何らかの措置を受けている世帯	<p style="text-align: center;">Q～Sの書類のいずれか1つとEは必須 (合計2枚)</p> <p>Q 配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第10条に基づく保護命令(同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令)が出ていることがわかる資料 R 婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」 S 申請者より、配偶者等からの住民基本台帳の閲覧等の制限に係る申し出を受け、当該支援措置の対象となっていることがわかる資料 E 受給する子の健康保険証の写し、または住民票【全員の写し】 (3ヵ月以内) ※有効期限の記載があるものは有効期限内であること</p>

本サポート制度(FTCJ入学・進級応援金)に関する問い合わせは

下記のEメールアドレスまでお願い致します。

認定NPO法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン support@ftcj.org